

権者と代表者との関係において、代表者は有権者の命令に拘束されず、自己の良心のみに従い、有権者から自由に独立して行動する、ということの意味する。他方で、命令委任（又は強制委任）は、代表者は選出母体の訓令に拘束され、これに反した場合は罷免されるという委任の形態を指す。憲法は、議員は全国民の代表であるとし、自由委任を原則として採用している。この点、議員と政党との関係が自由委任の点で問題となる。まず政党による議員に対する党議拘束が議員の自由な判断を拘束しているとして問題となりうるが、政党国家化が進む現代において、政党の決定に従うことが全国民の代表として行為することになるとして、自由委任の枠外の問題と解されている。次に、比例代表制により選出された議員が党籍を変更・離脱した場合に議員の資格を喪失させることが問題となるが、違憲説が多数である。

〈岩切大地〉